

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住を促進することにより社会人口の増加を図るため、県外（日本国内に限る。以下同じ。）から本市に移住することを検討している者で、市が主催する移住体験ツアー（以下「体験ツアー」という。）に参加するもの又は移住活動を行うものに対し、予算の範囲内において鹿屋市移住体験支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「就業活動」とは、市内企業への訪問若しくは採用面接、公共職業安定所等での求職活動又は就業を前提とした農林水産業での職場体験のことをいう。ただし、既に市内企業への就業が内定している場合を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 体験ツアーに参加する場合 次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たす者

ア 県外に住所を有すること。ただし、同行者がいる場合にあっては、本人及びその同行者全員が県外に住所を有すること。

イ 体験ツアーの全行程に参加する意思があること。

ウ 本人及び本人と同一の世帯に属する者全員が、この要綱による補助金を受けていないこと。

エ 鹿屋市移住体験ツアー補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第52号）、鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第67号）、鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第165号）又は鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第166号）による補助金の交付を受けていないこと。

オ 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定

する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(2) 移住活動を行う場合 次のアからクまでに掲げる要件の全てを満たす者

ア 県外に住所を有すること。

イ 補助金の申請の日において、60歳未満である者又はその者と同一世帯の者であること。

ウ 本市に滞在する間は、市内の宿泊施設に2泊以上宿泊すること。

エ 本市に滞在する間は、本市への移住を目的とした生活環境及び居住環境の確認並びに就業活動を行うこと。

オ 本人及び本人と同一の世帯に属する者全員が、この要綱による補助金を受けていないこと。

カ 鹿屋市移住体験ツアー補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第52号）、鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第67号）、鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第165号）又は鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第166号）による補助金の交付を受けていないこと。

キ 鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）による地方就職学生支援金の交付を受けていない、又は受ける見込みのないこと

ク 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が体験ツアーに参加するため又は移住活動を行うために要した経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 交通費 居住地から本市までの往復に要した経費（寄り道等に要した経費を除く。）とする。自家用車を利用した場合は、走行距離数に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額とし、高速道路等有料道路を利用したときは、当該有料道路の通行料金も対象とする。

- (2) 宿泊費 市内の宿泊施設での宿泊（電話、クリーニング、ルームサービス等に要した経費は除く。）及び朝食（宿泊施設以外で朝食をとった場合を除く。）に要した経費とする。
- (3) 体験料 体験ツアーに参加するために要した入園料、見学科その他これに類する経費とする。
- (4) レンタカー代 体験ツアーに参加するため又は移住活動を行うために使用したレンタカーに係る経費（ガソリン代は除く。）とする。
- (5) その他必要な経費 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費とする。

（補助金の額）

第5条 前条第1号、第2号、第3号及び第5号の補助対象経費に係る補助金の額は、当該補助対象経費の合計額とし、その限度額は、次の第1号の表の左欄に掲げる体験ツアーの参加者数又は移住活動を行う世帯員数に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、第2号に該当する場合にあっては、同号の表の中欄に掲げる体験ツアーの参加者数又は移住活動を行う世帯員数に応じ、同表の右欄に掲げる額を、第3号に該当する場合にあっては、同号の表の中欄に掲げる18歳未満の子の数に応じ、同表の右欄に掲げる額を加算した額を限度額とする。

(1) 基本額

体験ツアーの参加者数又は 移住活動を行う世帯員数	補助限度額
1人	10,000円
2人	20,000円
3人	30,000円
4人以上	40,000円

(2) 本市への往復に航空機、新幹線、フェリーを利用したとき。

加算の種類	体験ツアーの参加者数又は 移住活動を行う世帯員数	加算額
公共交通機 関利用加算	1人	10,000円
	2人	20,000円

	3 人	30,000円
	4 人以上	40,000円

(3) 体験ツアーの参加者又は移住活動を行う者の中に18歳未満の子ども（補助対象者又はその配偶者の子であって、補助対象者と同一世帯のものに限る。）がいるとき。

加算の種類	18歳未満の子の数	加算額
子ども加算	1 人	10,000円
	2 人	20,000円
	3 人	30,000円
	4 人以上	40,000円

2 前条第4号の補助対象経費に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、その限度額は、30,000円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体験ツアーに参加する前又は移住活動を行うために本市に滞在する前に鹿屋市移住体験支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同行者全員の住民票の写し
- (2) 活動計画表（別記第2号様式。移住活動を行う場合に限り。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市移住体験支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

（事業内容等の変更）

第8条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた計画の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、鹿屋市移住体験支援事業補助金計画変更承認申請書（別記第4号様式）を

市長に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、鹿屋市移住体験支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知する。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、本市での活動が終了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、鹿屋市移住体験支援事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 補助対象経費の内容を確認できる領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市移住体験支援事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市移住体験支援事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第165号）
- (2) 鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第166号）は、廃止する。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市移住体験支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

(フリガナ) 申 請 者 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
現 住 所	〒		
電 話 番 号		メ ー ル アドレス	
職 業			
日 程	年 月 日から 年 月 日まで		
交 通 手 段			
同行者氏名等	氏 名	生 年 月 日	職 業
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
交 付 申 請 額	円		

(裏面)

添 付 書 類	(1) 申請者及び同行者全員の住民票の写し (2) 活動計画表（移住活動を行う場合に限る。） (2) その他市長が必要と認める書類
確 認 事 項 注 該当する項目に ☑を付すこと。	☐ 体験ツアーの全行程に参加します。（体験ツアーに参加する場合に限る。） ☐ 同一の世帯に属する者で、この要綱による補助金を受けた者はいません。 ☐ 鹿屋市移住体験ツアー補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第52号）、鹿屋市移住体験活動補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第67号）、鹿屋市子育て世帯移住体験ツアー補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第165号）又は鹿屋市移住活動支援補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第166号）による補助金の交付を受けていません。 ☐ 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。

第2号様式（第6条関係）

活動計画表

予定期間		
申請者		
参加人数	人	

行程

区分	月 日	行程		宿泊地	レンタカー 利用の有無	備考
1日目	／ ()	午前				
		午後				
2日目	／ ()	午前				
		午後				
3日目	／ ()	午前				
		午後				
4日目	／ ()	午前				
		午後				
5日目	／ ()	午前				
		午後				
6日目	／ ()	午前				
		午後				
7日目	／ ()	午前				
		午後				
特記事項						

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市移住体験支援事業補助金
については、下記のとおり決定しました。

記

1 交付予定額 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 計画の内容その他申請に係る事項を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

鹿屋市移住体験支援事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった上記事
業計画を下記のとおり変更したいので、鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱第
8条の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住体験支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鹿屋市移住体験支援事業補助金の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定しました。

記

補助金の額

変更前	円
変更後	円

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

鹿屋市移住体験支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市移住体験
支援事業補助金について、鹿屋市移住体験支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に
より関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 補助対象経費の内容を確認できる領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 7 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市移住体験支援
事業補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

請求者

住 所

氏 名

印

鹿屋市移住体験支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市移住体験支援事業補助金交付
確定通知書に基づく鹿屋市移住体験支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支 店 名	
口 座 種 別		口 座 番 号	
名義人カナ			
名義人漢字			